認定こども園における
食物アレルギーを有する園児への
対応マニュアル

令和6年8月改正

日南町立認定こども園

認定こども園における食物アレルギーを有する園児への対応マニュアル

Ⅰ．園における基本的な対応

園では、園児の健やかな発育を願って保育の一環として給食を提供している。
園給食は、安全な給食を提供することが第一であり、食物アレルギーを有する園児については個別に状況を把握し、適切に除去食あるいは代替食を提供し、食物アレルギーを有する園児及びその保護者の認定こども園給食に対する不安を解消するとともに、楽しく認定こども園生活を過ごすことができるように配慮する。

Ⅱ．園給食での食物アレルギー対応の基本的手順

園入園決定をしてから給食開始前までに、園児の食物アレルギーについての正確な情報把握に努めるために保護者との個別相談の場を設ける。そして、園長をはじめ保育士、調理師など全職員と栄養士がアレルギーを有する園児の食物アレルギーに関しての共通認識をもち、適切な対応ができるように努める。

1．新年度にむけて、食物アレルギー対応準備日程

◆ 新入園児

① 入園前受付 ＝随時＝	（全体共通） ●以下の様式を渡し、保護者に記入してもらい、面談時に持参していただく。 **〇「給食案内」　〇「食べ物チェック表」** （食物アレルギーを有する園児の場合） ●受付時に利用園児について、食物アレルギーを有することが確認された場合は以下の様式を渡し、医師に記入してもらい、面談時に持参していただく。 **〇「アレルギー疾患生活管理指導表(食物アレルギー・アナフィラキシー)」** （ 医師による食品除去の指示書）
②（個別相談） ＝随時＝	（全体共通） ●「給食案内」「食べ物チェック表」に沿って、園における給食の対応方法について説明をする。 （食物アレルギーを有する園児の個別説明） ※園長・主任保育士・調理師・栄養士は、個別相談の場をもつ。 ●「アレルギー疾患生活管理指導表」をもとに、保護者から食べられない食品や症状等を詳しく聞き取る。 ●「食物アレルギーを有する園児への対応マニュアル」に沿って、園給食での食物アレルギー対応の状況を説明する。 ●「アレルギー疾患生活管理指導表」・聞き取り事項等をもとに、園給食での具体的方法策を保護者と相談し、決定する。

③園全職員の 意識の共有化 （職員会にて）	●「アレルギー疾患生活管理指導表」等の情報をもとに、園全職員が食物アレルギーを有する園児の食物アレルギーの状況について共通認識を図る。 ●食物アレルギーを有する園児の状況に応じて提供方法を決める。 ●保育室・調理室に食物アレルギーを有する園児の除去食品一覧表を貼る。　⇒　【給食実施】

◆ すでに食物アレルギー対応をしている在園児

①　個別相談 ＝随時＝	●食物アレルギー対応をしている全ての方に、除去食等の対応について変更の有無等の指示を主治医から受けるように依頼する。 〇変更の際は、再度「アレルギー疾患生活管理指導表」を保護者へ渡し、変更内容について医師に記入してもらった上で園へ提出してもらうよう依頼する。 〇解除の際は、「食物アレルギー児　除去解除の指示書」を保護者へ渡し、表を医師に、裏を保護者に記入してもらった上で園へ提出してもらうよう依頼する。 ●園長・主任保育士・調理師・栄養士は、個別相談の場をもつ。 〇食物アレルギー対応の見直しとして、保護者から除去・代替食品変更の有無について聞き取りを行うとともに、今までの食物アレルギー対応について感想意見を伺う。 〇「アレルギー疾患生活管理指導表」等をもとに、食物アレルギーの具体的対応策を保護者と相談し、決定する。
②　園全職員の 意識の共有化 （職員会にて）	●「アレルギー疾患生活管理指導表」等の情報をもとに、園全職員が食物アレルギーを有する園児の食物アレルギーの状況について共通認識を図る。 ●食物アレルギーを有する園児の状況に応じて提供方法を決める。 ●保育室・調理室に食物アレルギーを有する園児の除去食品一覧表を貼る。　⇒　【給食実施】

2. 対応の決定

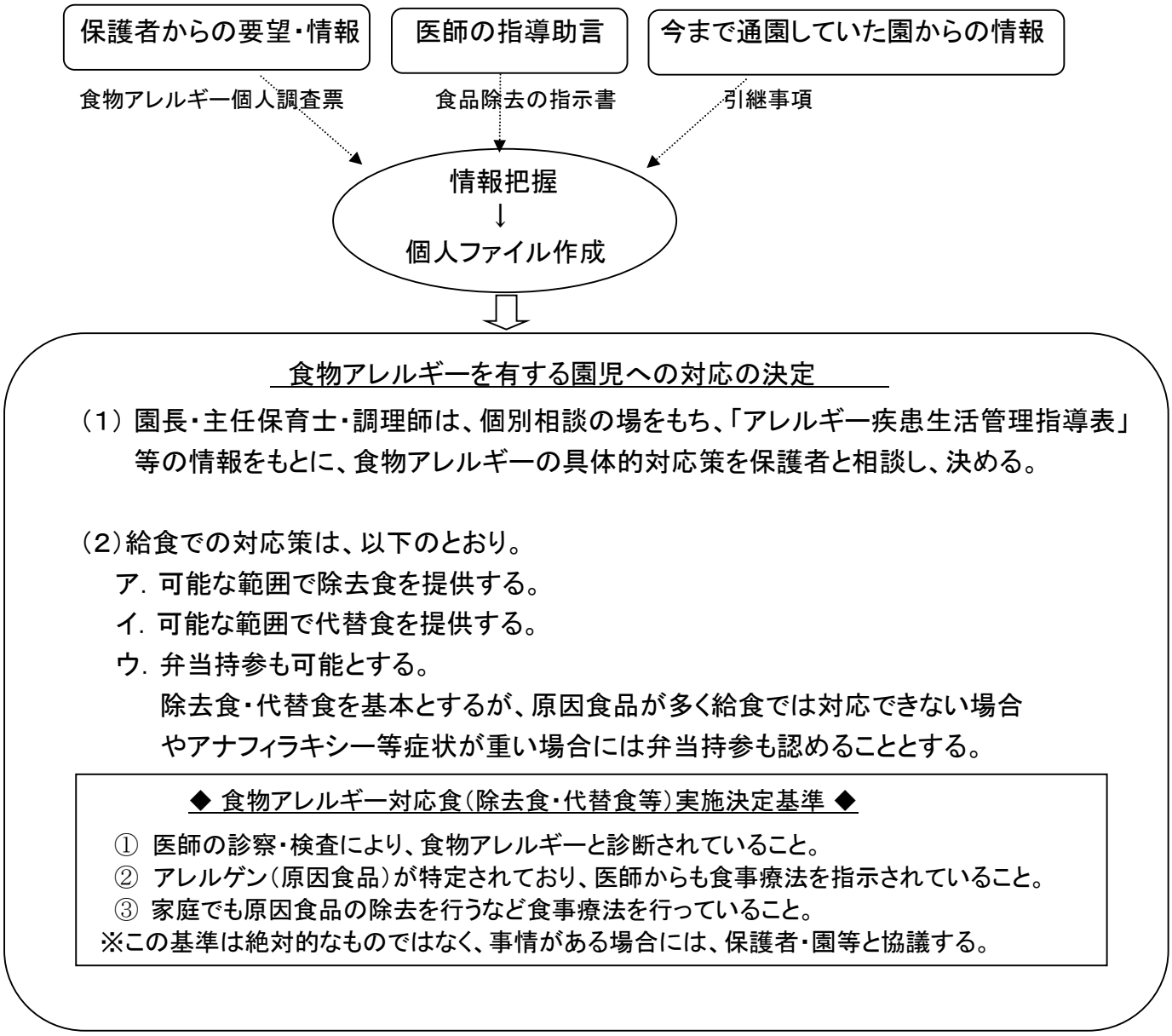

3. 保護者との連携

（1）保護者とは常に情報交換を行い、園児の状況を把握しておく。

（2）除去・代替等に変更があれば、「アレルギー疾患生活管理指導表」または「食物アレルギー児　除去解除申請書」を保護者に渡し、変更または解除内容を医師に記入してもらった上で園へ提出をするよう依頼する。

（3）園長・主任保育士・調理師は個別相談の場をもち、「アレルギー疾患生活管理指導表」・聞き取り事項等をもとに、食物アレルギーの具体的対応策を保護者と相談し、決定する。

（4）除去食解除の場合は、必ず家庭で試してもらい症状の誘発がないことを確認してもらった後「食物アレルギー児　除去解除申請書」を記入提出してもらってから園で提供する。

（5）除去食で不足する栄養素などは家庭の食事で補ってもらうように協力を求める

4. 食物アレルギー対応食の調理作業

食物アレルギーは生命に関わる場合もあるので、アレルギー対応食の調理や給食時間においては、アレルゲンの食品への混入、アレルゲンの誤食や誤配がないようチェック体制を整えるなど十分に注意し、リスクを減らしていくことが大切である。

（1）献立について

●通常の献立を基本とする。

●食物アレルギー対応食は、「アレルギー疾患生活管理指導表」に従って行う。

●食物アレルギー対応食は、園で食物アレルギー対応をする子どものうち、除去食品が最も多い園児の献立を基本として展開する。

（2）食物アレルギー対応食の提供（毎月の流れ）

月上旬	調理師 栄養士	●翌月の給食献立を作成する。 ●献立作成会において、除去・代替食品を検討、決定する。
20日 まで	調理師 栄養士	●食物アレルギーを有する園児の献立表を作成し、 食物アレルギー除去を要する食品は、赤字（目印）にする。 ●食物アレルギー代替食を発注する。
	調理師 栄養士	●献立表と実施表、原材料記載資料を照合する。 ●食物アレルギーを有する園児に応じた代替・除去食品を記入する。 ●上記の確認後、献立表の稟議欄に【印】を押す。
	担任保育教諭 園長　他	●調理師から原材料記載資料について説明を受け、 献立表が食物アレルギーを有する園児に応じた代替・除去食品となっていることを確認する。 ●上記の確認後、献立表の稟議欄に【印】を押す。
	調理師	●保護者へ原材料記載資料をもとに、献立を説明する。 ●変更が生じた時は、速やかに栄養士に報告する。実施表、献立表にも記入する。 ●保護者に献立表稟議欄にサインしてもらう。 ●除去・代替食品の変更希望を受け、速やかに発注変更する。
	担任保育教諭	●食物アレルギーを有する園児の献立表を保育室に貼り、 担任保育教諭をはじめ、保育室に入る職員は誰もが園児の献立を把握できるようにする。

（3）調理～配膳～食事について

給食 当日	調理師 （調理前） ●加工品を使用する場合は、原材料記載資料、包装容器にて原材料を調理師が確認する。 ●代替・除去の対応について、実施表、献立表をもとに調理師で確認する。 ●万一、加工品の原材料と献立表が異なっている場合は、園長、担任保育士、栄養士へ連絡するとともに食物アレルギーを有する園児が食することができる給食に変更する。栄養士は他園へ知らせ、食物アレルギーを有する園児に応じた給食を提供する。 担任保育教諭 ●園児の出席人数を調理師に報告する際、予め保育室の献立表で食物アレルギーを有する園児の献立を把握し、献立表をもって給食室に行く。献立表にて代替・除去の有無を調理師と確認する。 ●食物アレルギーを有する園児が欠席のときは、迅速に調理師へ知らせる。 （調理中） ●食物アレルギーを有する園児の使用食材を確認する。 ●食材を切り終えたら、食物アレルギーを有する園児の食材トレーに移す。 ●除去食は、除去するべき原因食品を入れる直前に配食する。また、除去する食品によっては、別鍋などに取り分けて調理をする。 ●除去食で調理法が異なる場合には、別鍋で調理をする。 （盛付時） ●食物アレルギーを有する園児の食器に名札等をつけ、間違いなく盛付を行う。 調理師～担任保育教諭 （配膳） ●上記作業工程のチェックが全て行われていることについて、チェック票にて双方で確認する。 ●担任保育士は、食物アレルギーを有する園児の献立表をもとに代替・除去に調理された給食を双方で確認する。⇒給食提供 **担任保育教諭** （食事中） ●食物アレルギーを有する園児が、誤って他の人の給食に触れないよう、担任保育教諭は園児の隣に座って食べるなど十分な注意をはらう。 （お弁当） ●行事等でお弁当を持参する場合、卵・乳以外にも様々な食材が使用されているので、他の園児のお弁当を食べたりしないよう、保育教諭が付く。 ●行事等では多くの職員がかかわることが想定されるので、職員全体でアレルゲンの確認をする。 園長 （給食提供後） ●園長は、上記作業工程のチェックが全て行われていることについて確認する。

5. 園生活での対応

園給食だけでなく、教材教具等にアレルゲンが含まれる場合や食育活動、園外保育などでも食物アレルギーに配慮していく必要がある。その場合には、担任が保護者と連携を密にし、園児の安全を確保する。

（1） 教材教具等への配慮

教材や教具にアレルゲンが含まれる場合には、可能な範囲で除去していく。症状によっては、活動内容を見直すようにする。

アレルゲン	配慮すべき教材教具、活動例
小麦	小麦粘土、うどん・パン作り体験
ピーナッツ	豆まきのおやつ、落花生の栽培
そば	そば打ち体験
大豆	みそ作り

（2） 食に関する活動での配慮

園生活で食に関する活動を行う場合は、食物アレルギーを有する園児に影響がないかどうかを事前に検討する。もし、影響があると考えられる場合には、担任が事前に保護者に連絡し、安全の確認と保護者の了承のもとで活動を実施する。

（3） 食物依存性運動誘発性アナフィラキシーの予防

これは特定の食物摂取後に運動することにより、蕁麻疹、下痢、腹痛、低血圧、意識障害などのアナフィラキシー症状を起こすものであるが、給食後や午前中保育の中など、食べてすぐの時間帯では激しい運動を控えるようにする。てんかん発作と間違い、対応が遅れる場合もあるので注意が必要である。

6. 職員研修の実施

職員が食物アレルギーを有する園児への対応について共通認識をもち、意識を継続でき、確実な対応ができるために実施する。

（1） 「認定こども園における食物アレルギーを有する園児への対応マニュアル」の園内職員研修を行う。

研修会回数は2回以上とし、うち 4 月、6 月は必ず行う。その対象者は、できれば全職員（正規職員、会計年度職員）とする。

（2） その他、エピペン研修等

7. 誤食、アナフィラキシー等緊急時の対応

対応する者	対応内容
1. 担任	① 経過を確認する（摂取時間、原因食品、摂取した状況等） ② 当該園児の体調を確認する
2. 園長	① 保護者へ連絡する（謝罪、経過・状況報告） ② 主治医へ連絡し、指示を受ける ③ 必要に応じて、救急車を要請する ④ 教育課へ状況報告する
3. 園長	① 教育次長に報告、協議 ⇒ 必要に応じ、教育長・副町長・町長まで報告
4. 園長・ クラス担任	(1)保護者のお迎え時 ① 謝罪する ② 誤食、アナフィラキシー等に至った経緯について説明 ③ 園児の症状に変調があった時には園へ連絡してもらうこと ④ 医療機関受診の場合はスポーツ保険適用となること (2)園児帰宅後 ① 自宅訪問し、謝罪する ② 症状確認のため、園児自宅へ連絡する ⇒症状に変調があった場合は、教育課へ連絡する (3)再発防止のための園内研修を実施する (4)翌朝 園児の体調を確認する ⇒ 教育次長へ連絡する

アレルギー症状に応じた対応手順

アレルギー症状がある（食物の関与が疑われる）

原因食物を食べた（可能性を含む）

原因食物に触れた（可能性を含む）

◆発見者が行うこと

① 子どもから目を離さない、ひとりにしない

② 助けを呼び、人を集める

③ エピペンと内服薬を持ってくるよう指示する

A 施設内での役割分担

緊急性が高いアレルギー症状はあるか？

５分以内に判断する

ある

① ただちにエピペンを使用する

② 救急車を要請する（119 番通報）

③ その場で安静にする

④ その場で救急隊を待つ

⑤ 可能なら内服薬を飲ませる

ない

内服薬を飲ませる

事務室または、安静にできる場所へ移動する

5 分ごとに症状を観察し、症状チェックシートに従い判断し、対応する
緊急性の高いアレルギー症状の出現には特に注意する

◆アレルギー症状

全身の症状

・意識がない
・意識もうろう
・ぐったり
・尿や便を漏らす
・脈が触れにくい
・唇や爪が青白い

呼吸器の症状

・声がかすれる
・犬が吠えるような咳
・のどや胸が締め付けられる
・咳
・息がしにくい
・ｾﾞｰｾﾞｰ、ﾋｭｰﾋｭｰ

消化器の症状

・腹痛
・吐き気・おう吐
・下痢

皮膚の症状

・かゆみ
・じんま疹
・赤くなる

顔面・目・口・鼻の症状

・顔面の腫れ
・目のかゆみや充血、まぶたの腫れ
・くしゃみ、鼻水、鼻づまり
・口の中の違和感、唇の腫れ

A　園内での役割分担

管理職（園長、不在時は園主任）

- □現場に到着次第、リーダーとなる
- □それぞれの役割の確認および指示
- □エピペンの使用または介助
- □心肺蘇生や AED の使用

発見者　「観察」

- □園児から離れず観察
- □職員 A、B、C に「準備」「連絡」「記録」を依頼
- □管理者が到着するまでリーダー代行となる
  （発見者が正職以外の場合は正職に報告し、正職がリーダー代行となる）
- □エピペンの使用または介助
- □薬の内服介助
- □心肺蘇生や AED の使用

職員 A　「準備」

- □「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」を持ってくる
- □エピペンの準備
- □AED の準備
- □内服薬の準備
- □エピペンの使用または介助
- □心肺蘇生や AED の使用

職員 B　「連絡」

- □主治医へ連絡
- □救急車を要請する（119 番通報）
- □管理者を呼ぶ
- □保護者へ連絡
- □子育て支援課へ連絡

職員 C　「記録」

- □観察を開始した時刻を記録
- □エピペンを使用した時刻を記録
- □内服薬を飲んだ時刻を記録
- □5 分ごとに症状を記録

- □他の園児への対応
- □救急車の誘導
- □エピペンの使用または介助
- □心肺蘇生や AED の使用

8. 個人情報管理と関係機関との連携

（1）個人ファイルの作成と管理

食物アレルギー症状が出現した場合に適切な対応をするために、個人ごとにファイルを作成する。ファイルには「アレルギー疾患生活管理指導表」等を綴じ込み、必要に応じて追加記載する。

個人ファイルは扱いを注意するが、担任保育士はもとより全職員が緊急時に即座に対応できるように園内で共通認識をすると共に整備しておく。

（2）個人情報の管理

食物アレルギーに関する園児の情報については、園内で共有するとともに重要な情報があるので個人情報の保護にも配慮し、その取扱いには十分に気をつける。ファイルは、事務室で保管する。

（3）関係機関との連携

● 医師との連携

食物アレルギーでの対応では、主治医や嘱託医に連絡し、アドバイスをもらうなど可能な限り連携を密にしておく。

【アレルギー除去についての決まり】

日南町認定こども園

令和４年４月作成

・入所前アレルギー反応がみられる場合は、病院で診察・検査をしてもらい担当の医師に、園指定又は病院指定の指示書を書いてもらう。
「アレルギー疾患生活管理指導表」別紙１
・指示書に従い、献立を考え調理する。
・指示書はきちんと保管しておく（１０年間）
・実施したアレルギー用の献立名を記録に残しておく。
・半年に１回、検査をしてもらう。（解除の場合がある為）
・除去解除の場合は「食物アレルギー児　除去解除の医師指示書」表を医師に「除去の必要なし」と記入してもらう。（必須）別紙２
解除の際、家庭で試した後「食物アレルギー児　除去解除の医師指示書」裏『除去解除申請書』を提出してもらう。（必須）別紙２
・除去が牛乳の場合は、アレルギー対応のステップ、豆乳を用意する。またはお茶を代用。
・除去が卵の場合は、卵完全除去とする。
・おやつの対応が難しい場合は市販のおやつで対応する。
（保護者にきちんと説明し確認する）
・アナフィラキシー症状が発生した場合を想定し、職員・保護者・主治医・緊急対応医療機関との連携を迅速に行えるようにしておく。
・家で食べたことのない食材は出さない。
（入所前に確認する。）
・保護者とは、常に情報交換を行ない、園児の状況を把握しておく。
（医師指示書については、担任が受け渡しをし、管理職や調理師に共有する）

別紙1　「アレルギー疾患生活管理指導表」　　別紙2　食物アレルギー児　除去解除の医師指示書